総 務 生 活 委 員 会 会 議 録

１　日　時　　令和８年２月３日（火曜日）
　　　　　　　　開会　午前１０時　０分
　　　　　　　　閉会　午後　０時１３分

２　場　所　　第１委員会室

３　出席又は欠席した委員の氏名

（出　席）	委員長	小　西　利　一	副委員長	荒　木　将之介
	委　員	川　鰭　仁　宣	委　員	竹　下　かなこ
	〃	三　上　周　治	〃	岡　崎　亨　一
	〃	髙　谷　幸　男	〃	剣　持　堅　吾
（欠　席）	なし			
（その他出席者）	なし			

４　職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小　原　　純	同次長	日　笠　哲　宏
同主幹	関　藤　克　城	同庶務調査係主事	柴　田　美緒子

５　説明のため出席した者の職氏名

副市長	中　島　邦　夫	政策監	難　波　敏　文
秘書室長	丸　野　裕　子		
総合政策部長	入　野　史　也	政策調整課長	林　　啓　二
総務部長	内　田　和　弘	危機管理監	中　山　利　典
総務課長	小　川　　修	職員課長	坂　田　　圭
財政課長	岡　　真　里	財産管理課長	林　　琢　也
あたたか市民部長	三　宅　伸　明	あたたか市民部参与	林　　直　方
デジタル推進課長	難　波　孝　次	ワンストップ課長	小　野　美千代
日本一優しい市役所推進課主幹	渡　邉　康　広	人権・まちづくり課長	倉　本　伸　一
交通政策課長	藤　原　　優		
消防長	池　上　泰　史	消防総務課長	片　岡　久　典
予防課長	廣　惠　敏　孝	警防課長	鐘ヶ江　英　樹

６　調査事項及び報告事項の結果
　調査事項
　（１）ファシリティマネジメントについて
　報告事項
　（１）第３次総社市総合計画基本計画の策定状況について
　（２）総社市職員カスタマーハラスメント対策について
　（３）総社市総合交通戦略の中間見直しについて
　（４）林野火災注意報及び林野火災警報の新設について

７　調査事項及び報告事項の概要
　　別紙のとおり

８　その他必要な事項
　　別紙のとおり

開会　午前10時０分

○小西利一委員長　ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は８名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

まず、調査事項(1)、ファシリティマネジメントについての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

財産管理課長。

○林　琢也財産管理課長　それでは、調査事項(1)、ファシリティマネジメントについて御説明させていただきます。

まず、市の施設の全体的なことにつきまして御説明いたします。

資料１－１の１ページを御覧ください。

公共施設等の在り方を見直し、継続的に行政サービスを提供し続けることを目的として令和４年３月に改定した総社市公共施設等総合管理計画の抜粋を資料としてお示ししております。

総社市公共施設等総合管理計画は、本市が策定している当時の第２次総社市総合計画と国が策定しているインフラ長寿命化基本計画を基に、本市の将来像や既存の個別施設計画及び関連する諸計画との整合性を図りながら策定したものであり、計画対象期間は平成29年度から令和38年度の40年間としております。

対象施設でございますが、庁舎、学校などの公共建築物、いわゆる箱物と、道路、橋りょう、上下水道等のインフラが対象となります。資料には公共建築物362施設、764棟と記載されておりますが、これは令和２年４月時点の数字でありまして、現在今年度、令和７年度４月時点での数字を申しますと358施設、718棟となっておりまして、施設数、棟数ともに若干ではありますが減少してきております。

それでは、資料２ページを御覧ください。

これも令和２年４月１日時点の公共建築物の施設を分類ごとにまとめた集計表でございます。

公共建築物を分類化しますと12種類に分類され、全体割合で大きなところで言いますと、一番大きな割合を占めるのが学校教育系施設になります。20施設、133棟、総床面積にして９万219㎡で、全体の約42％になります。次に大きな割合を占めますのが市民文化系施設となり、施設数は47施設、棟数107棟、総床面積にして２万5,474㎡で、全体の約12％、３番目に大きな割合を占めますのがスポーツ・レクリエーション系施設で、施設数25施設、棟数64棟、総床面積にして２万2,803㎡で、全体の約11％になります。この３分類の施設で本市の公共建築物全体の約64％、全体の過半数を占めております。また、施設全体の約65％が築30年以上の建物となっておりまして、施設全体の老朽化が進んでいる状況にございます。

次に、資料３ページを御覧ください。

令和３年３月に策定した総社市公共施設個別施設計画の抜粋を資料としてお示ししております。

老朽化が進む建築系公共施設について、長寿命化によるもののほか集約化、廃止などの施設の方向性や対策方針を示すとともに、持続可能な公共施設マネジメントの実現を目指すことを目的として計画したものであります。

公共施設等総合管理計画は総論的なものであり、国からは個別具体的な計画を表すよう求められていることから、各施設を所管する各課において個別に各種長寿命化計画を策定しております。建築系以外の土木、上下水道などのインフラ資産につきましては、地域応援課や上水道・下水道課においてそれぞれ長寿命化計画、修繕計画、経営戦略等の計画を策定しております。公共建築物系につきましても、学校施設や公営住宅等は教育総務課であったり建築住宅課などで策定されており、財産管理課では他課で策定されている長寿命化計画や個別施設計画で計画表に記載されていない施設を総社市公共施設個別施設計画として取りまとめたものであります。計画対象期間は令和３年度から令和12年の10年間としております。

ただし、資料の下段にも記載しておりますが、解体予定の施設や普通財産の施設、それから床面積100㎡以下の施設は計画対象から除外しております。行政財産のみを対象としておりますので、旧こども園であったり旧雪舟荘といった用途を廃止した施設の普通財産についてはこの計画には上がっておりません。

次に、４ページを御覧ください。

総社市公共施設個別施設計画の対象施設を分類ごとにまとめた表でございます。

施設数は83施設で、総床面積５万9,110.09㎡となっております。この数字は計画策定時点での数字でありまして、現在令和７年４月時点での数字を申しますと５万9,512.43㎡となっており、若干数字が動いております。総社小学校の学童保育や中央公民館池田分館の建設、建て替えの面積で402㎡ほど増えております。

個別施設計画のうち令和12年度までの中期的な対応方針としては、83施設のうち82施設は現状維持、そのうち３施設は改善を行ってみるとなっておりまして、１施設は機能移転を行っており複合化を行うことを方針としております。改善の３施設でありますが、中央公民館、中央公民館池田分館、総社市民会館につきましては、令和３年度から令和４年度にかけて耐震改修や建て替え工事が完了しております。また、見直し（複合化）の１施設、山手出張所庁舎につきましては、2026年度に見直し（複合化）についての方針が示されております。

次に、別冊資料１－２を御覧ください。

個別施設計画の83施設について、各施設の概況と令和３年度から令和12年度の10年間の対応方針を示した一覧表を個別施設計画の抜粋として提示させていただいております。

令和12年度までの中期的な対応方針としては、基本的にはほとんどの施設において修繕を行いながら現状を維持していくことが示されており、またその中でも幾つかの施設につきましては中・長期で大規模改修や建て替え等の方針が示されております。

施設の説明につきましては以上となりますが、本市のファシリティマネジメントに係る事務の状

況について御報告いたします。
先ほども御説明したとおり、個別施設計画の83施設については令和12年度までの10年間、ほとんどの施設において適宜修繕を行いながらでありますが現状維持という方針となっております。しかし、多くの老朽化が進行しており、人口推移予測を見ても長期的には人口減少が進み、ひいては財政的にも税収入が減少することが見込まれる中、固定費とも言える公共施設等の維持管理費や更新費をいかにして抑えていくか、喫緊の課題となっております。
総論としては、用途の見直しや複合化、周辺施設との統廃合等によって施設保有数の縮減を図っていくことが公共施設等マネジメントの基本方針と示されていることから、昨年度に庁内に内部職員によるファシリティマネジメント委員会を立ち上げ、まずは個別施設計画の83施設について議論を始めたところであり、現在は83施設のうち特に未耐震化の施設について先行して議論等を行っているところでございます。
公共施設につきましては以上となりますが、ファシリティ、資産です、当然建物だけではなく土地もございます。市有地につきましても、売却できるものについては売払い手続を進めております。最近では令和５年度に旧市営住宅、天原住宅跡地を売り払っておりまして、また昨年度、令和６年度につきましても、こちらも市営住宅でございますが、井手住宅の跡地を売り払っております。
資料１－３を御覧ください。
貸付けなどをしていない更地の市有地を一覧表にしております。
当然市有地はこのほかにも多くございますが、狭小地であったり敷地への取付け道路がなかったり山林であったりと、売払いが適さない土地につきましては除外しております。このような土地につきましても、地元の意向を聞きながらでありますが、売払いの手続を進め、市有財産の縮減を図っていきたいと考えております。
説明は以上でございます。
○小西利一委員長　これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
岡崎委員。
○岡崎亨一委員　御説明ありがとうございました。資料１－３の分についてお伺いをします。
非常に気になってるのが、特に調理場跡地です。旧総社西調理場の跡地は急傾斜地のレッドかイエローかだったかなと記憶をしとるんですが、非常に利活用しにくいかなと思うんですが、この大きな土地、今までどういうふうな売払いとか貸付けとか、何か担当課は教育総務課なんですけど、その辺もし財産管理課でつかんでることがあればお教え願えますか。分からなければ分からんで結構です。後でまた教育総務課に行って聞きますけど。
○小西利一委員長　財産管理課長。
○林　琢也財産管理課長　岡崎委員の御質問にお答えいたします。

すみません、先ほども言いましたように教育総務課が所管でございまして、そこら辺の経緯が財産管理課のほうでは承知できておりません。申し訳ございません。

○小西利一委員長　岡崎委員。

○岡崎亨一委員　非常に気になるところであります。大きな土地でありますので、それは申し添えておきます。

それと、すみません、資料１－１の３ページで一番下の、次の施設は対象施設から除外するということで、要は使われてない建物、いわゆる僕が言いたいのは旧雪舟荘と旧清音公民館、特に。もう倉庫として使われてるようなところです。この件について、見たことあるのは旧清音公民館は２階がもう雨漏りをして、非常にもうどうしようもない状況の中で、ずっと言ってるんですが、災害のときからうちは倉庫がない倉庫がないということで、その辺についてこれファシリティマネジメントの対象物ではないんですけども、でも今後の方針はもうこの新庁舎がここまでの状況になったところで、これから考えていくのか、考え中なのか、どういう方針を持たれてるのか、それがあればお教え願いたいんですが。

○小西利一委員長　財産管理課長。

○林　琢也財産管理課長　岡崎委員の再度の御質問にお答えします。

まず、すみません、旧清音公民館につきましては、所管がまだ財産管理課でなくて生涯学習課になっておりますので、そこら辺の詳細なことが分かりかねます。

それと、旧雪舟荘、こちらにつきましては財産管理課のほうが所管しておりまして、これにつきましては来年度、よければ解体に向けて現在準備をさせてもらってるところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　岡崎委員。

○岡崎亨一委員　旧清音公民館は生涯学習課で、旧雪舟荘は財産管理課ということで、財産管理課はこの４月以降の2026年度の解体の方向で考えたいと。その後、旧雪舟荘の解体の後とかは何か、これから検討するなら検討するで伺っとけばいいんですけど、何かお考えはあるんでしょうか。

○小西利一委員長　財産管理課長。

○林　琢也財産管理課長　旧雪舟荘につきましては場所も山の奥ということもありますので、基本的には解体したその更地につきましては売払いの方向で考えたいと思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

荒木副委員長。

○荒木将之介委員　資料の提出ありがとうございました。ファシリティマネジメント、公共施設等の総合管理計画というものはお示しいただいたんですけれども、話の途中にもありました学校関係ですとかそういったもの、本当に大きいものはこの計画の中には、この資料１の中に上がってきてないということで、そういったものも含めての話になるんですけれども、公共施設のマネジメント

において本質の部分というのは、人口が減る、減らないも置いといて、この老朽化した施設をいつまで維持するのがいいのか、統廃合していくのがいいのか、そういったところを考えた上で適切な財政とか施設の総量であるとか、そういったものを管理していくことにあると思うんです。この計画はもうほぼほぼが長寿命化ということになっておりますので、そのあたりがなかなか、不十分という言い方はよくないかも分からないですけれども、この計画によって財政的なもの、ランニングコスト的なもの、そういったものが本当に適切に行われていくのかどうかということが一つ懸念ではあります。

それについて今委員会が立ち上がって審議を行っているということでありますが、この委員会がどういったメンバーで構成されていて、真に市の公共施設の全てに対してしっかり審議ができているのかというところが一つ心配になっております。そういった意味で、この委員会の構成メンバーでありますとか、もう少し具体的にどういったことが審議されているのかというのをお知らせください。

○小西利一委員長　財産管理課長。

○林　琢也財産管理課長　荒木副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、公共施設、ファシリティマネジメント委員会のメンバーでございますが、メンバーにつきましては、まずこの委員会自身は令和６年10月１日に設置、立ち上げておりまして、メンバーは委員長を総務部長、副委員長を総合政策部長、あと委員として政策調整課長、財政課長、財産管理課長、建築住宅課長、教育総務課長の計７名で構成しております。

あと今までの委員会での議論等でございますが、令和６年度につきましては主に山手出張所や清音出張所について議論させていただきました。今年度につきましては、まず公共施設個別施設計画の83施設について情報共有や今後の方向性についての議論を行いまして、まずはその83施設の中でも耐震化されてない施設について先行して議論を進めていくということで、そういう方針で協議をしております。

以上でございます。

○小西利一委員長　荒木副委員長。

○荒木将之介委員　メンバーについては承知いたしました。

中身のことなんですけど、先ほどの説明と同じで耐震化について未耐震化のところを考えていくということなんですけど、その考えている内容というのが、要は耐震化を行って長寿命化を行うのであるというんであれば、私考えるとマネジメントにはちょっと達してないかなというふうに感じております。耐震化が必要なものを長寿命化していくのがいいのか、思い切って新しいものにする、それについては全てを更新するんじゃなくて、やはり統廃合を含めて設備のボリュームを調整していく、そういうことによって今後の、財政課長も入っておられますので、そういったところも含めて行われてると思うんですが、やはり中期の財政見通しを見ましてもなかなか厳しい状況が今後続いていきます。

このファシリティマネジメントについては40年間ということで2056年までの計画であると思うんですけれども、当然そこまでの長期の見通しができているかどうかは分からないんですが、少なくとも人口は減少していくということは明白だろうと思いますので、そこにおいて絶対に残さなければならないもの、そうでないものの仕分をしっかりやってほしいんです。それについて構成メンバーを見ると、完全に全庁的にはなってないと思うんですけれども、やはり全庁的にしっかり意見とか情報の共有を行って、市長も過去に一般質問の答弁でもしていただいておりますけども、聖域なきファシリティマネジメントをかけていくということでありますので、市民感情等もあると思うんですけれども、そのあたりをしっかりと横串を刺して、どこがやっていくのかというのを統括できるような委員会にしてほしいと考えております。

先ほどの耐震化についてですけど、耐震化の先というのはどういった議論が行われているでしょうか。残していくというのがやっぱり主なのか、統廃合も含めて議論されているのか、お聞かせください。

○小西利一委員長　財産管理課長。

○林　琢也財産管理課長　まず、先行して未耐震化の施設を議論していくというお話をさせてもらったんですけど、当然基本的には施設の縮減がベースにありますので、全てを耐震化するというのが前提での議論ではなくて、例えば未耐震化の施設を中心にその周辺で同じような施設等があれば当然統廃合等も含めて、そういうふうな検討をまさに今やってるところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　荒木副委員長。

○荒木将之介委員　御説明ありがとうございます。そのようであればしっかりと議論していただいて、総社市の40年間の計画でもありますので、30年後、40年後を見据えたものにしていただきたいと思います。それについてはぜひとも本当に全庁的にしっかりと情報共有しながら行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

髙谷委員。

○髙谷幸男委員　すみません、いろいろここまでまとめていくというのは大変だと思います。長い間の経験もありましょうし、それから長寿命化でいろいろ検討されておる、もちろん委員会も立ち上げてやっておられるわけですけども、私も一般質問でお尋ねした経緯もございますけれども、非常に古い建物がたくさんございます。それを撤去し有効活用する、転売するのがいいのか何か分かりませんが、そういうこともありましょうし、更地になっておるところもあると思います。そういう中で、今お話が出ておりましたけれども、例えば旧雪舟荘の跡地については、区画を大きくして優良宅地にするということも可能であろうと思いますし、それから古いもので小さいものであれば、旧池田こども園であるとか、あるいは豪渓の駐在所であるとか、物置あるいは倉庫として使っておると思います。ただ、大きなものとすれば、泉団地の南にあります浄化槽の跡地、これについ

ても倉庫として使っておるとは思いますけども、もう撤去して、例えば分譲地にするということもすれば、撤去費用ぐらいは出るんではないかという感じもいたしておりますし、老朽化しておる建物もできるだけ早く撤去し有効活用するというのが大事ではないかと思います。

市民からも市の財産というのは非常にいつまでもそのままでおるんだなという意見も聞きます。そうすると、やはりきちっとして処分をし、有効活用するのが今の厳しい財政状況の中でも必要ではないかな、こんなことも思っておりますので、この委員会において協議する場合にはそういうふうな施設をまずどういうふうな方向へ持っていくか、リストを上げて検討していくのが大事ではないかな、こんな感じを持っておりますが、そのあたりいかがでしょう。

○小西利一委員長　財産管理課長。

○林　琢也財産管理課長　髙谷委員の御質問にお答えします。

先ほど、例えば旧池田こども園であるとか旧泉浄化センター等を解体して売払いというお話があったかと思いますけど、財政的なことがありますので、全部が全部いきなりはできないかと思うんですが、やはり特に旧泉浄化センターにつきましては、あそこは市街化区域でもありますので、委員の御指摘のとおり建物の解体ができたら宅地としての売払いもできるのかなというふうに思っておりますので、計画的にはなろうかと思いますし、財政的なこともありますが、そこら辺は財政とも相談しながら解体等に向けて進めていけたらというふうに思っております。

あと、すみません、併せまして先ほど委員会の中で議論をというふうなお話があったかと思うんですけど、あくまでこのファシリティマネジメント委員会はいわゆる行政財産を基に議論をしておりますので、今私がお話ししました旧池田こども園でありますとか旧泉浄化センター、これは全て普通財産でございますので、委員会での議論はしていないのが現状でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　各施設においては普通財産もありましょうし行政財産もありましょうし、いろんな担当課が絡んでくる場合があると思います。最近では旧井尻野幼稚園ですか、こういうふうなものも防災倉庫として使うとかという話もありましたけれども、とにかくきちっとした目的を持って有効活用していくというのが大事じゃないかと思います。市民もやはりいろいろ関心を持ってお話をされます。古いものは工夫をして使うとか、あるいは撤去して有効活用するとかということが当然なされるべきではないかと思いますので、事務も大変であろうと思いますけども、そういうふうなことでできるだけ早く対応していかなければならないんではないかと思いますが、そのあたりはどうでしょう。

○小西利一委員長　財産管理課長。

○林　琢也財産管理課長　髙谷委員の御質問にお答えいたします。

旧井尻野幼稚園につきましては、申し訳ございません、これは所管が教育総務課ということで、なかなか財産管理課としてお答えしづらいんですが、今のところは先ほどの防災倉庫みたいな形で

使っております。ただ、やはり建物も当然寿命がありますので、そういったものの建て替え等というものも全市的に考えていかなければならない時期には来てるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

三上委員。

○三上周治委員　ありがとうございました。個別にはもういっぱいあり過ぎるんで、全体的なことで１点だけ聞かせてください。

今、髙谷委員も岡崎委員も言われました、要するにいろいろなところにいろいろなものがあって、市民説明の視点から１点だけなんですが、施設の統廃合を進める際に、要するに市民説明の合意形成でありますとか、そういったことはどの段階で行っていくのか、行っているのか、教えてください。

○小西利一委員長　財産管理課長。

○林　琢也財産管理課長　まだその議論の途中ですが、この施設を統廃合するとかというその方針が出てないので、そのプロセスといいますか、そこら辺はまだ詳細に決まっておりませんが、まずファシリティマネジメント委員会の中である程度方針を出して、その方針を基に市全体として方針づけをし、その後に今委員御指摘のとおり地元との話、合意形成です、そういったものも必要ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　三上委員。

○三上周治委員　ありがとうございました。やっぱりいろいろなところで目立ちますので市民から直接聞かれることがあるので、よろしくお願いいたします。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

荒木副委員長。

○荒木将之介委員　度々失礼します。先ほど来答弁の中に所管が違うのでという文言が聞かれるんですが、ファシリティマネジメント委員会自体はいろいろな部から集まってはきているんですけども、この委員会は完全に宙に浮いたものじゃないと思うんですけれども、この委員会自体はどこに所属している委員会なんでしょう。

要は、ファシリティマネジメント委員会が行っていることを聞きたいときに、それぞれの所管が持ってる財産があって、それについてのことを聞きたいときに、じゃあ我々がこの場で、ほかの我々の所管じゃない方もここにお呼びして聞くのか、それとも取りまとめているところがあればそこが全てを把握しているはずなのでそこにお聞きすればいいことにはなるんですが、こういったところでなかなかこの議論が深まっていかないというふうに今ちょっと感じましたので、そういうところがどうなっているのか、お聞かせください。

○小西利一委員長　総務部長。

○内田和弘総務部長　荒木副委員長の御質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり所管があると、そこが最終的にどうするかというのを決定するような形になります。ただし、ファシリティマネジメント委員会につきましては、その施設がどういった老朽化、建物が古いとか、利用がどうであったりとか、維持管理がどうであるとか、維持管理費がどういうふうにかかっているかというのを点数化して、この施設は例えば建て替えたほうがいいですよねとか、長寿命化したほうがいいですよねというふうな方向性を出して担当課に相談、協議を持ち掛けます。担当課のほうで最終的に判断します。それを全市的にそれでいいかというのを考えていただくというふうな流れを思っております。ですので、ファシリティマネジメント委員会につきましては、実質的な建物の古さであったりとか、利用状況であったりとか、そういったものを見てその施設をどうするかという客観的な方向性を示したいと思っております。それに対して担当課がその施設をどうするかという判断をしていただくという流れになろうかと思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　荒木副委員長。

○荒木将之介委員　それは分からないでもないんですが、となると最終決定はファシリティマネジメント委員会ではなくてそれぞれの所管する各部署が行うということでありますので、トータル的な方向性を示すとはいえ、やはりしっかり、言葉で言うと統括です、統括ができるところがないと、本当に真の意味でのファシリティマネジメントにはなっていかないのかなと思います。市民感情含めていろいろあると思いますので、担当部署においては横のことは委員会の中では議論をされるとはいえ、横の部署はともかくうちはこれを残したいんだというのがあるとすれば残る方向にしかなりませんし、そこをしっかりと方向を示すだけではなくて、判断も含めたところをやれるようなものにしていただきたいなと思うんですけど、それはなかなか難しいんでしょうか。

○小西利一委員長　総務部長。

○内田和弘総務部長　最終的な判断というものはまだ最終的にはあれなんですけど、庁議とかそういったところで最終的にファシリティマネジメント委員会の考え方、それぞれの所管している課の考え方を報告させていただいて、最終的にどうするかというのを庁議、各部長が集まっている場で、市長も含めてですけど、考えていければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　荒木副委員長。

○荒木将之介委員　承知しました。ファシリティマネジメントの本質です、やはり適切な運用とか財産、財政のことを含めてですけども、そういったものがぶれることないようにファシリティマネジメント委員会のほうで、言葉が難しいですけども、手綱をしっかり握っていただいてやっていただけたらと思っております。

ここからはちょっとあれになるんですけども、40年間の計画でありますので一朝一夕に何かがで

きると思っておりませんので、当委員会としてもこの件については伴走しながらしっかりと繰り返し議論していきたいというふうに私は考えておりますので、ぜひともよろしくお願いします。
○小西利一委員長　いい、答えはいい、よろしいですか。
　他に質疑はありませんか。
　岡崎委員。
○岡崎亨一委員　実は、総務生活委員会で行政視察に行ければ、滋賀県大津市に行きたかったんです。あちらが受入れができないということで、大津市なんかはもう30回以上のファシリティマネジメント推進委員会を開催をされております、平成25年から。規則もつくられて、官民連携で、一番は耐震化とか、これからの使い方ですとか、売払いですとか、そういう部分から、また例えば市民の方に貸出しする時間帯ですとか、部屋の構造ですとか、そういうことでさえもファシリティマネジメントの中で話をされとるんです。うちの場合はどうやらまだ始まったばっかしかも分かりませんけど、これから耐震化ですとか廃止するのかとか、その辺の議論で終わっとるようなので、今すみません監査委員の立場なんですけど、職員が本当あっぷあっぷなので、これをぜひとも副市長、官民連携で職員の手を若干煩わせないというか負担をかけない程度で、副市長、官民連携ではその辺のお考えとかはないですか、どうですか。
○小西利一委員長　副市長。
○中島邦夫副市長　今までの内部の協議では、また民間と一緒に協議するということは考えておりませんでした。今岡崎委員からもそういったことが御意見としてございましたので、このことについては今後検討してまいりたいと思います。
○小西利一委員長　岡崎委員。
○岡崎亨一委員　検討をしていただきたいなと思います。別の角度からも意見があってもいいのかなと思いますし、特に先ほど三上委員もおっしゃった地元の御意見です、どこまで聞くかという部分もありますけども、やはり地元の御意見は非常に大事にしてほしいと。ちょっとこれは耳に挟んだ、公民館なんかである公民館を建て替えたいという流れがあったところが、別のところの分館が改築、新築されたみたいなこともあったりします。そこの資料を見ますと、まだそこの公民館が改築する予定になってなかったり、これは東公民館のことですけど、あったりします。はっきり申し上げます、市長が以前あったガラス張り公開市長室でオーバートップしてやりますと言ってしまったためのことが起こったりもしますので。
　特に非常に気になるのが、すみません、資料の中での構造物、特に集会所関係で構造物によって耐震診断がものによっては実施済み、だから不要ですとか未実施とかあるんですけど、これはどういう区別をされとるのか。例えばこれは資料１－２の個別施設計画の市民文化系施設で、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造とありますけど、未実施とか不要、実施済みとかあるんですが、実施済みで不要ですとかということは分かるんですけど、未実施とかというところはどういうことなのかというのをお伺いしたいと思います。

○小西利一委員長　財産管理課長。

○林　琢也財産管理課長　耐震診断等の実施、未実施の件でございますが、基本的には各所管しているところがいわゆる旧耐震の施設については予算要求等されているものと思うんですけど、財政的な問題もあって、先送りという言い方はおかしいですけど、できてないものは未実施、もしくは実施した後に耐震改修不要ということで不要とかというふうな記載になっております。

以上でございます。

○小西利一委員長　岡崎委員。

○岡崎亨一委員　ですと、予算の関係とか様々な理由があるのは分かりますけども、やはりその地域におられる方がこのことを本当に知られるとどうなんだろうかと思われますので、計画をちゃんと立てた時点でここの委員会でもお示し願いたいと思います。

○小西利一委員長　財産管理課長。

○林　琢也財産管理課長　また、これ随時変更といいますか、そういう耐震診断のなされたものについては随時更新をしていこうと思います。

以上でございます。

○小西利一委員長　岡崎委員。

○岡崎亨一委員　いや、やったときの報告では困るんです。いつやるのか、どうするのか、そこが問われとるので、いつやるか分からない、やったから報告しますというんだったら、もうその辺お使いになっとる市民の方は非常に不安視されると思いますから、先ほど申し上げた計画をちゃんと立ててくださいというところが大事だと、いついつにはうちの耐震診断をやって、耐震が必要だったら終わるんだなということが市民の皆様は非常にそこが重要なので、お願いします。

○小西利一委員長　答えは。

財産管理課長。

○林　琢也財産管理課長　財政的なこともありますが、計画的に進めていこうと思います。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合には、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、報告事項(1)、第３次総社市総合計画基本計画の策定状況について当局の報告を願います。

政策調整課長。

○林　啓二政策調整課長　それでは、報告事項(1)、第３次総社市総合計画基本計画の策定状況につきまして説明いたします。

資料２を御覧ください。

総合計画審議会の開催状況といたしましては、第３次総社市総合計画策定に向けて合計７回開催している状況でございます。先般、１月30日の審議会におきまして、本日御説明する基本計画（案）について答申をいただいている状況でございます。

総合計画概要につきましては、さきの11月議会におきまして10年後の目指すべき総社市の姿である第３次総社市総合計画基本構想を承認いただいているところでございます。その基本構想を踏まえ、前期基本計画として五つの基本目標に対して５年間で取り組む施策を掲げるとともに、事業の達成状況を確認するための数値目標であるＫＰＩを併せて設定しております。表中に記載している数値につきましては、各基本目標に対する中項目及び小項目の施策数及びＫＰＩ数を表記しております。中項目につきましては、基本構想において掲げさせていただいている施策の数字でございます。

次に、資料２－１の第３次総社市総合計画基本計画（案）についてでございます。

この基本計画の構成といたしましては、基本構想において掲げられた五つの基本目標と、その目標を実現するための基本施策に対して具体化した小項目と、これらの小項目についての具体的な取組内容を記載しております。これらにつきましては、審議会において御審議いただいた内容などを踏まえながら各担当部署とも協議し記載したものでございます。

また、その取組を踏まえてＫＰＩを設定することで、前期基本計画の計画期間である令和８年度から５年間の取組について評価検証を行っていくこととしております。

それでは、基本計画の内容につきまして御説明いたしますので、４ページのほうを御覧ください。

基本目標１、住む人にやさしいまちを創るでございます。総社市は市民にとって「やさしいまち」だと思う人の割合を80％以上にすることを数値目標として設定しております。

子育てや福祉、インフラ整備などの幅広い施策の実施が市民の幸福度や安心感を高め、市民の方にやさしいまちだと実感していただけるかが重要であると考え、目標設定をさせていただいております。

５ページを御覧ください。

基本施策の１、こども・若者が主人公になれるまちでは、こども・若者の意見が反映されるまちなど６項目の施策、そしてＫＰＩにつきましては、「自分の意見を聞いてもらえる」と思うこどもの割合など４項目を掲げております。

次に、６ページを御覧ください。

２、子育て王国そうじゃの推進では、妊娠・出産の希望をかなえるための支援など７項目の施

策、ＫＰＩは子育てしやすいと感じている人の割合など３項目を掲げております。

７ページを御覧ください。

３、健康づくりと医療支援の充実では、元気でいきいき！健康寿命を延ばすなど３項目の施策、ＫＰＩは健康インセンティブ事業参加者数など４項目掲げております。

８ページを御覧ください。

４、障がい者にやさしいまちでは、障がい者支援の充実、障がい者の自立を支援し、生活の質を向上するの２項目を施策に、ＫＰＩは障がい者、障がい児相談会の開催回数など３項目掲げております。

９ページを御覧ください。

５、多様な人がともに生きるまちでは、多文化共生の推進など４項目の施策、ＫＰＩは日本語教室への延べ参加者数など４項目掲げております。

次に、10ページを御覧ください。

６、つながりが実感できるまちでは、孤独・孤立への寄り添いなど３項目の施策、ＫＰＩはサポーター養成講座参加者数など２項目を掲げております。

続きまして、７、いつまでも自分らしく暮らせるまちでは、地域力をいかした高齢者の支援・見守りの強化など４項目を施策に、ＫＰＩは認知症サポーター養成講座延べ受講者数など３項目を掲げております。

11ページを御覧ください。

１、もっと生活を便利にでは、12ページのほうになりますが、主体的な土地利用の促進など７項目の施策、11ページに戻りまして、ＫＰＩはそうじゃ商人応援事業補助金交付件数など５項目掲げております。

以前、荒木副委員長から市民が疎外感を感じないようにしたほうがよいのではないかとの御意見がございました。このことを踏まえまして、主体的な土地利用の促進をこの項目の最上位の位置に設定をさせていただいている状況でございます。

また、髙谷委員からいただいた企業誘致を例に挙げられての土地活用についての御意見につきましても、この項目の中で盛り込んでいるものと捉えております。

次に、13ページを御覧ください。

２、住みたい人に選ばれるまちでは、移住・定住を促進、空き家対策の推進の２項目を施策に、ＫＰＩは移住相談件数など４項目掲げております。

14ページを御覧ください。

１、安全・安心を実感できるまちでは、災害に強い社会基盤の整備など５項目の施策、ＫＰＩは防災啓発事業の実施など７項目掲げております。

髙谷委員から防災意識を高めるための表記をもう少し記載してはどうかとの御意見をいただいておりました。そのことにつきましては、災害をしなやかに受け止める体制の整備の中に具体的な取

組やＫＰＩの設定を行っていくこととしております。

16ページを御覧ください。

２、豊かな暮らしと環境保全の両立では、豊かな自然を大切にするなど３項目の施策、ＫＰＩは二酸化炭素排出量など４項目掲げております。

17ページを御覧ください。

基本目標２、働く人にやさしいまちを創るでは、総社市は働く人にとって「やさしいまち」と感じる人の割合を20％以上にすることを目標として設定しております。

総社市に定住、定着してもらうためには、働く場所の確保は不可欠であります。多様な人材が活躍できる就労支援や、障がい者、女性、高齢者、外国人などが働きやすい環境づくりを進めてまいります。また、企業誘致や創業支援、事業承継支援などを通じて質の高い雇用の創出や地域経済の活性化を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進にも取り組んでまいります。さらに、農業についても地産地消ともうかる農業の推進や持続可能な農業の推進などに取り組んでまいります。これらの施策の成果を示す指標として働く人自身が総社市はやさしいまちと感じられるかどうかを評価することが最も適していると考え、この基本目標を設定しております。なお、この目標につきましては、今後市民満足度調査において設問に加えていきたいと考えておりますので、現状の数値は横線として表記させていただいております。

18ページを御覧ください。

１、多様な人材が活躍できる雇用の創出では、働きたい人を支援するなど５項目の施策、ＫＰＩは総社移住・創業サポートセンターでの女性創業相談件数など再掲２項目を含めて６項目を掲げております。

19ページを御覧ください。

２、地域経済の活性化では、拠点整備を支援するなど３項目の施策、ＫＰＩは市が関与し事業開始した企業数など２項目掲げております。

20ページを御覧ください。

３、そうじゃの農業を守るでは、地食べ事業を核とした地産地消ともうかる農業の推進、持続可能な農業の推進の２項目を施策に、ＫＰＩは基幹作物の産地における売上げなど５項目掲げております。

この中で、髙谷委員から農業政策についてもう少し具体的な内容があってもよいのではないかとの御意見もありました。このことにつきましては、各施策の小項目に対する具体的な取組として担い手の確保などの取組を記載させていただいております。

21ページを御覧ください。

基本目標３、学ぶ人にやさしいまちを創るでは、総社市に愛着を感じている人の割合を85％以上にすることを目標として設定しております。

幼児教育や学校教育では心の教育を重視し、魅力ある学校園づくりを進めてまいります。また、

ＩＣＴ教育や特色ある学校づくり、家庭、地域との連携、生涯学習、スポーツや文化芸術の参加機会の拡充を目指します。さらに作山古墳や赤米文化などの文化財、伝統文化の保存継承にも取り組んでまいります。こうした施策により、市民が総社市に愛着を持ち、誇りを感じられるまちづくりを目指すこととすることから、基本目標として総社市に愛着を感じる人の割合を設定しております。

22ページを御覧ください。

１、魅力ある教育環境の創造では、「心」を重視した教育など７項目の施策、ＫＰＩは不登校出現率など６項目掲げております。

この中で、岡崎委員から不登校出現について以前御意見いただいておりました。そのときに率ではなく人数で表記してほしいとの御意見をいただいております。その後、担当部署とも協議いたしましたが、分母となる対象人数が年によって変わってくることから、傾向を捉えていくためには率が適していると判断し、率で表記することといたしております。

23ページを御覧ください。

２、生涯学び、スポーツのできる環境の実現では、生涯スポーツの推進など４項目の施策、ＫＰＩは体育施設の利用者数など４項目掲げております。

24ページを御覧ください。

３、伝統文化を次世代へでは、作山古墳等貴重な文化財の保存、活用、伝統文化の保存・活用・継承の２項目を施策に、ＫＰＩは作山古墳等の文化財講座延べ参加者数など２項目掲げております。

25ページを御覧ください。

基本目標４、集う人にやさしいまちを創るでは、総社市の未来のために何か協力したいと思う人の割合でございます。85％以上を目標として設定しております。

地域課題は多様化しております。行政では解決が難しく、地域の横のつながり、大学や企業との連携、市民提案など、それぞれの立場の方々が力を合わせることで効果的な取組が可能となると考えております。また、ごみ減量や地域包括ケアといった分野も、市民や地域団体が主体となって取り組んでいくことで安心して暮らせる地域が実現します。さらに市役所のＤＸ推進やワンストップ窓口、公共施設の有効活用など、市民サービス向上の取組も市民の理解と協力があってこそ進みます。こうした協働を積み重ねることで、市民が自分たちの地域を一緒につくっているという実感を持つことができます。そのため、市民が未来のために協力したいと思う割合を高めることを基本目標として掲げております。

26ページを御覧ください。

１、やさしい社会の実現では、地域課題を解決し、独自性ある地域を創るなど３項目の施策、ＫＰＩは市民提案型事業への応募件数など４項目掲げております。

続きまして、２、地域共創社会の実現では、大学との連携など３項目の施策、ＫＰＩは大学との

共同事業数など２項目掲げております。

27ページを御覧ください。

３、日本一市民にやさしい市役所の実現では、ワンストップ化の実現など５項目の施策、ＫＰＩはマイナンバーカード保有率など３項目掲げております。

28ページを御覧ください。

基本目標５、みんながワクワクするまちを創るでは、総社市公式ＬＩＮＥの登録者数を３万5,000人以上とすることを目標として設定しております。総社市公式ＬＩＮＥは、市内在住の方だけでなく市外在住の方にも登録をいただけるものであり、その登録を増やすことでイベント情報などをスムーズに発信し総社の魅力等を知ってもらいやすくなります。市の施策などもＬＩＮＥを通じて広く伝えられ、関係人口の拡大にもつながることから、基本目標として掲げております。

１、地域資源のブランディングでは、観光資源の魅力創出など５項目の施策、ＫＰＩは観光客数など２項目掲げております。

29ページを御覧ください。

２、総社の魅力を発信では、関係人口の創出・拡大、総社の魅力を伝えるの２項目を施策に、ＫＰＩはふるさと納税寄附額など２項目掲げております。

基本計画（案）の説明は以上でございます。

また、この基本計画に際してのパブリックコメントを実施しております。広報紙、ホームページ、総社市公式ＬＩＮＥなどを活用した周知を行い、12月24日から１月13日までの期間に広く市民の皆様の意見をお伺いしたところでございます。期間中８件の御意見をいただいたところでございます。

意見の主な内容につきましては、個別要件となるものとして、子どもが集える居場所の必要性、不登校になっている子どもなどへの多様な学びの場の提供、保護者にとって安全な道路整備、幼稚園の預かり保育の充実、交差点のラウンドアバウト化などの５件、そして取組の考え方といたしまして、若者や女性の都市部流出状況を鑑み、若者や女性を含め誰もが生きやすく選び続けられる総社市を目指して行政と地域とがそれぞれ役割を持って取り組んでいくことの必要性、学ぶ人にやさしいまちとして、まちづくりの基盤としての人材育成の必要性、集う人にやさしいまちとして、地域一元化への取組として行政の専属部署の必要性の３件について御意見をいただいているところでございます。具体的な取組など貴重な御意見をいただいておりますので、計画を進めていく上で参考にするなど、施策に生かしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小西利一委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川鰭委員。

○川鰭仁宣委員　失礼いたします。川鰭です。御説明ありがとうございます。

僕が気になったのが、６ページの子育て王国そうじゃの推進のところで、子育て王国とうたっている割には、これは前も言ったとは思うんですが、やはり子育てしやすいと感じている人の割合が本当かなり低いと思ってまして、いろいろ話を聞きましても、やっぱりほかの市から転入してきた方からも、いや、思ったより総社市は子育てに優しくないよねということを言われます。今後もっと人口を増やすためには、やっぱり子育て世代が総社市に移住してきてもらわないと人口をもっと増やすことは難しいと思うので、何で子育て王国とうたってる割には現状が40.9％で止まっているのかというところと、13ページの住みたい人に選ばれるまちで、お試し住宅です、お試し住宅が今この総社市に何軒ほどあるか、教えていただきたいと思います、と25ページの集う人にやさしいまちづくりなんですが、この日本一やさしい市役所づくりなんですが、僕らみたいな昭和地区の郊外のほうは、なかなか高齢化が進んでこっちにもなかなか来にくいところを出張所のほうでマイナンバーカードでも更新ができるとか、もっと考えていただきたいので、そこらの説明をよろしくお願いします。

○小西利一委員長　政策調整課長。

○林　啓二政策調整課長　川鰭委員からの御質問でございます。

１点目の子育て王国につきましては、確かに総社市としても各子育て世代に対する、子どもに対する施策を取り組んできている状況でございます。その中でも今までは保育に関するところが多く問われてるところもありましたけども、今多様な子育て世帯の方がいらっしゃいます。そういうことも幅広に、いろいろ子育てに対するケアであったり、それはお子様であったり、その親御さんであったりと、そういうところを一つずつケアしてきている状況でございますが、そこが現状まだ総社市として皆さんに周知できてないところがあろうかと思います。そういうところはしっかり発信していって、対応しているということを知っていただく、またその対象となる方々が本当に満足していただけるかどうかというところにつきましても引き続き、総社市としても子育て世代を大切にしていきたいというふうな形で取り組んでいく方向で今進めている状況でございます。

また、ＫＰＩの設定につきましても、前回も川鰭委員からいただいておりました。満足度が低いという現状があります。確かにそこは真摯に受け止めて、もう一度そこを振り返って、改めてどういうふうな形で満足度を高めていくかというのを改めて目標として残している状況でございます。

次に、13ページのお試し住宅の軒数でございますが、今現在１軒だけでございます。ここは結構稼働率も高いということで、お試し住宅の場所を増やしていけたらということで今検討を進めているところでございます。そういうところもありまして、いろんな移住者の状況とか、お試し住宅として活用させていただける所有者の方々、その方々ともお話をしながら、できるだけ多くの方に総社市の魅力を知っていただけるような取組を進めていけたらと考えておるところでございます。

また、マイナンバーカードにつきましても、どのような形で郊外の方が利便性を高めていけるか、地域格差というものをいかに解消していくかというところは確かに課題だと思います。今はまずマイナンバーカードの普及率を上げていくという段階でございましたけども、今後普及をしてい

くことによってどのような課題があるのか、どういったことがもっと便利になるのか、そういうところは今の段階で課題をいろいろ確認して、今後どのようにして地域格差に対する解消に向けていけるかというところを課題として今後進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長　川鰭委員。

○川鰭仁宣委員　ありがとうございます。お試し住宅１軒ということなんですが、今どこにあるのかというところと、昭和地区の維新小学校区に、おかやま昭和暮らしプロジェクトというところが管理をされてるところがあると思うんですが、そこは１箇月お試しで泊まったりして昭和地区を知ってもらえるような住宅にしてるんです。そこは入っていないということでよろしいですよね。

○小西利一委員長　政策調整課長。

○林　啓二政策調整課長　川鰭委員からの再度の御質問でございます。

今現在、お試し住宅につきましては清音地内にございます。そこに１軒一戸建てのものを御用意させていただいてる状況でございます。

先ほどの水内地区の件につきましては、こちらのほうとしてもいろんなところの取組の中の一つで総社市がいかに関わってるかというのは、担当部署じゃないと把握し切れてないところもございます。でも、そういったところを総社市の魅力を発信できるところとして捉えていくべきだと認識をしておりますので、担当部署とも連携を取って、今後そういうところを情報提供もいただきながら取り組んでいけたらと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

竹下委員。

○竹下かなこ委員　今のところの、すみません、13ページの一番下の空き家の成約数が123件が現状で200件が目標なんですが、どのくらいの空き家があって成約しているのか、そして空き家に来てくださる方が成約するときに何かの補助とか協力とか、そういうふうなアピールポイントとかがあれば教えてください。

○小西利一委員長　政策調整課長。

○林　啓二政策調整課長　竹下委員からの御質問でございます。

今その現状の数値が把握できません、調べさせてください。

○小西利一委員長　竹下委員、個別の具体的な数字は多分担当課ですぐ分かるんで、そのときに聞いてもらったほうがいいと思う。多分ここの場所では答えられないと思う。

竹下委員。

○竹下かなこ委員　すみません、失礼しました。なので、そういうふうなところもあったと多くアピールしたらいいと思いました。

それと、もう一つ、すみません。日本一市民にやさしい市役所ということで、これはずっとその

テーマでやってるんですけれども、市役所が優しいだけなのか、市全体が市民に優しいのかというところで、全体の市が目指すところというふうなところがちょっと曖昧で、市役所に行けば親切にしていただけるということでいいでしょうか。
○小西利一委員長　政策調整課長。
○林　啓二政策調整課長　竹下委員からの御質問です。
　なかなか答えにくいところもあるんですけども、基本的には市役所の職員がまず優しい気持ちで市民に接していくというところから始まってます。もちろん窓口に来られた方に丁寧に対応するというのは当然のことだと思いますけども、地域に職員が出かけるときにもいろんな形で御意見を、お話を聞くという気持ちを持ってしていく。その中で御相談があった場合はそこで終わらせるのではなくて、市役所へ戻ってその情報を共有できるような体制を整えていって、行政側の優しさ、その部分を市民の方も認識とか実感していただいて、市民の方も優しい気持ちになってもらって、日本一やさしいまちをつくっていければというふうに考えております。
　以上でございます。
○小西利一委員長　竹下委員。
○竹下かなこ委員　ありがとうございます。何かあれば、すみません、日本一市民に優しいんじゃろうってよく言われますので、本当にそういうふうなところも職員だけではなく議員もですがしっかり共有して、皆さん市民を大切にして、そういうふうに言われないようにじゃないですけれども、そういうふうなところを目指してしていけたらいいなと思いました。
　以上です。
○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。
　髙谷委員。
○髙谷幸男委員　これだけの計画をまとめていくというのは非常に大変であったと思います。各課も一生懸命それなりに古い資料、あるいはこれからの目標、それをまた総合的にまとめていくというのは本当に大変であったと思います。
　今日の山陽新聞に載っておったのを皆さん御存じであると思いますけども、１月30日に提出された総合計画の素案は妥当であるということが出ておりましたので、審議会でもある程度認めていただいたんではないかな、こんな感じを持っております。
　その中の最後にありました、以前から私もお願いしておりますけれども、基本構想、基本計画、そして実施計画というものがあるわけですけれども、この実施計画というものはあくまでも予算編成の指針になるというのが実施計画であろうと思います。ということになるとすれば、予算編成方針が11月の初めに出ると思いますけども、その前にはもう既にこの実施計画というのができていないと予算編成ができないというのが本来の姿ではないかと、このように思っておりますので、要望としてこの実施計画というものを予算編成の前に策定されるようにお願いしたいと思います。これは要望です。

もう一点は、先日私の倉敷市の友人が総社市役所へおいでになりました。総社市内に土地があり、そのこともあって各課へお伺いするということでおいでになったようですけども、非常に市の職員の対応がよかったと。まず、受付の窓口がよかった、そして御案内してくださったところもよかった、そして次の階へ行くのもよかった。もちろんガードマンの対応もよかったということで、今までになかったことを言われまして、クレーマーではありませんけども、非常にいろんなことが気になる人です。そういう人が、倉敷市役所と比較して非常に総社市役所の対応がよかったということを言われまして、簡単ですが総務部長にその内容はお伝えいたしております。これからもそのようにやっていただければありがたいかな、これも日本一やさしい市役所というふうになるかも分かりませんが、これからも職員として、かつて税務署が対応が悪かった、あるいは社会保険事務所が対応が悪かったということがありましたけれども、今総社市役所は非常にいいということで市民からももちろん言われておりますので、そのあたりはこれからもやっていただければありがたいかなということで、非常にお褒めの言葉をいただきまして私もうれしかったので総務部長にお伝えしたところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　政策調整課長。

○林　啓二政策調整課長　髙谷委員の御質問というか要望の案件でございます。

実施計画につきましては、おっしゃられるとおり予算編成のタイミングにどう実施計画を生かしていくか、そこは今までも検討している状況でございます。さらに第３次総社市総合計画がスタートすることになりますので、そのことを踏まえて今後どのようなタイミングで予算編成に反映できるかということを含めて今検討してる状況でございますので、引き続きそのタイミングを検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それとあと、市役所の対応がよかったという件につきましては、本当にありがたいと思っております。引き続き日本一やさしい市役所の実現に向けて取り組んでいく中の一つのありがたいお言葉として受け止めて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩　午前11時18分

再開　午前11時27分

○小西利一委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

皆様にお諮りいたします。

報告事項(2)、(3)、(4)と続くんですが、時間の関係で(4)の林野火災のほうを先に報告をいただきたいと思いますが、委員の方よろしいですか。当局のほう、それでもよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　それでは次に、報告事項(4)、林野火災注意報及び林野火災警報の新設についての当局の報告を願います。

予防課長。

○廣惠敏孝予防課長　それでは、林野火災注意報及び林野火災警報の新設について御説明をさせていただきます。

資料の５を御覧ください。

まず、この制度の概要ですけれども、昨年２月に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、国により検討された結果、林野火災予防の実効性を高めるために、林野火災多発期に一定の気象条件に達した場合、林野火災注意報及び林野火災警報を発令し、屋外における火の使用を制限することが示されました。

総社市においても国の通知に基づき林野火災に関する注意報を創設するとともに、林野火災に関する警報発令時に火の使用制限の対象区域を指定できるよう総社市火災予防条例の一部改正を予定しております。

続きまして、林野火災注意報と林野火災警報の主な内容について御説明をいたします。

まず、(1)林野火災注意報の発令基準ですが、次のいずれかの気象条件のときに発令することとなります。

一つ目の条件といたしましては、前３日間の合計降水量が１mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下のとき。

二つ目の条件といたしまして、前３日間の合計降水量が１mm以下かつ乾燥注意報が発表されているときとなります。

ただし、当日に降水または降雪が見込まれる場合は、発令を見合わせることがあります。

次に、(2)林野火災警報の発令基準ですが、先ほどの林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されているときに発令することとなります。

続きまして、(3)発令期間及び対象区域ですが、発令期間については１月から５月を、対象区域については総社市内の山林を想定しております。

次に、注意報、警報の発令中の制限についてですが、総社市火災予防条例第29条に定める火の使用制限に努めていただくこととなります。

内容につきましては、(4)に記載のとおり山林内で火入れをしないこと、煙火を消費しないこと、火遊びまたはたき火をしないこと、可燃物の付近で喫煙をしないこと、残火、取灰、火の粉を始末することとなります。

これらの火の使用制限は、林野火災注意報では努力義務でありますが、林野火災警報の場合は義

務となりまして、違反した場合は消防法による罰則もございます。

続いて、(5)発令の周知方法ですが、総社市公式ＬＩＮＥや総社市消防本部ホームページや各種ＳＮＳ、消防車両による巡回広報などにより行います。

最後に、(6)施行日ですけれども、令和８年４月１日から運用開始を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○小西利一委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡崎委員。

○岡崎亨一委員　すみません、ちょっと確認なんですが、これ林野火災ですから、野焼きは入らないと思ってよろしいですか。

○小西利一委員長　予防課長。

○廣惠敏孝予防課長　野焼き、もちろんこれ山林内で野焼きをした場合には該当します。

以上です。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　今岡崎委員が言いましたように、野焼きというのがどこまでどうかというのがありますけども、非常に難しいというか厳しいというか、田んぼで焼いてる人がたくさんおられます。特に田舎へ行けばそうです。新しく家を建てられた方、市外からおいでになった方は、もう焼いて焼いて困るじゃないかというのが各地で出ております。そういう場合にもう全て焼却場へ持っていけというのはなかなか難しいんじゃないかと思いますけども、田んぼから山へ移るということもあるわけですから、そのあたりもう少し予防の徹底というか、警報の徹底というか、これから先もあると思いますんで、何かやっていただければと思うんです。田舎へ行くと、田んぼで焼くんがどこが悪いんなというような声もあると思いますけども、そのあたりも注意していかないと、やはり火災になってくるというのがありますんで、そのあたり今後の対応はどうでしょうか。

○小西利一委員長　予防課長。

○廣惠敏孝予防課長　髙谷委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃられるとおり、田んぼでの野焼き、こちらのほうもやはりいろいろと物議を醸し出してる、いろいろ問題があろうかと思います。ただ、今回の注意報、警報に関しましては、あくまでも林野ということで、林野のほうの警報となります。ただし、こういった気象条件のときになりますので、田んぼで野焼きをしている場合についても同様に注意喚起を行っていくつもりでおりますので、そういったことを御理解いただければと思います。

以上です。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　ごみを焼く場合に一々届出を出せというても、なかなか出さない、こう思うんです。そのあたり、広報紙や防火協会のパンフレット、あるいはそのほかの周知方法もあると思いま

すんで、これからも十分周知徹底していただければと、このように思いますんでお願いいたします。

○小西利一委員長　予防課長。

○廣惠敏孝予防課長　髙谷委員の再度の御質問にお答えいたします。

今御意見いただきましたとおり、こちらのほう消防側といたしましても、そういった届出も出していただけますよう、広報のほうを引き続き努めていきたいと考えております。

以上です。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

荒木副委員長。

○荒木将之介委員　失礼します。国の通知に基づいて当市でもこういった注意報を創設するということであります。この主な内容の(1)と(2)の注意報と警報の発令基準ですが、これは恐らく国の出したものに基づいているものだと思うんですが、これそれぞれが当市であれば年に何回程度発令されるであろうかという想定は今されていますでしょうか。

○小西利一委員長　予防課長。

○廣惠敏孝予防課長　この基準に照らし合わせまして、過去５年間でどれぐらいの日数になるかということで照らし合わせましたところ、注意報のほうで大体35日から40日程度、警報については４日程度。ただこれはやはり平均を取っておりますので、雨の降りようによっては多い年もございますし、降るときには警報、注意報が発令する日が少ない年もありますし、雨の降る量が少なければ反対に発令回数が増えるといったことはございます。ただ５年間の平均を取りますと、先ほど言いました大体40日弱ぐらい注意報のほうが、警報のほうは４日程度ぐらいで数字のほうは出ております。

以上です。

○小西利一委員長　荒木副委員長。

○荒木将之介委員　注意報であれば40日弱、警報であれば４日ということでございました。これが１月から５月の５箇月ですよね、５箇月の間でありますので、結構多いのかなというふうに感じております。

一番心配してるところが、雨のほうの注意喚起を一昨年ですか、総社市のほうでも出し過ぎるとまたかということになって、なかなかその注意喚起の意味をなさなくなってくるというふうなお話もあったかと思いますので、基準がこの基準であれば40日弱と４日ということなんですけれども、国からの通達もあるのだと思うんですけれども、この基準をあまり発令頻度が上がるようでありましたら、やはりある程度緩和して回数を抑えていくほうが効果的と思いますので、今後導入して活用しながらになると思うんですけれども、そういったところも見てやっていただけたらと思っております。

続いてなんですけども、(5)の周知方法の中に消防車両による巡回広報というふうなことも書い

ていただいてるんですけども、これも兼ねるのかと思うんですけれども、発令中に該当する林野等のパトロールみたいなものを行うのかどうか、お聞かせください。
○小西利一委員長　予防課長。
○廣惠敏孝予防課長　荒木副委員長の御質問にお答えいたします。
　発令中にパトロール等行うのかということですけれども、発令しているときにも火の使用の制限を呼びかけてまいりたいと考えておりますので、パトロールのほうは実施する予定でございます。
　以上です。
○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○小西利一委員長　これをもって、質疑を終結いたします。
　本件については、報告を受けたということにいたします。
　しばらく休憩いたします。
休憩　午前11時38分
再開　午前11時39分
○小西利一委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。
　次に、報告事項(2)、総社市職員カスタマーハラスメント対策について当局の報告を願います。
　職員課長。
○坂田　圭職員課長　それでは、報告事項(2)、総社市職員カスタマーハラスメント対策について御報告いたします。
　資料３を御覧ください。
　これまで議会のほうにおきましてもカスタマーハラスメントに対する条例の制定等についてもお話がありましたが、本市の総社市職員に対するカスタマーハラスメント防止対策につきましては、基本方針の策定、対応マニュアルの作成、市民への周知・啓発により取り組んでまいりたいと考えております。
　まず、基本方針につきましては、大前提といたしまして、本市におきましては日本一優しい市役所を目指して市民の皆様に寄り添った対応に努めることをモットーに。しかし、カスタマーハラスメントにつきましては、市民、職員、市の相互理解の下におきまして組織として対応していくこと、そして職員の市民サービスの維持・向上と、信頼される行政運営の継続につなげていくことを盛り込んでいく考えでございます。
　また次に、対応マニュアルにつきましては、まずカスタマーハラスメントの定義と、それに該当する行為の例示について挙げていきます。また、同じくカスタマーハラスメントの判断基準、そしてその対応等について盛り込んでいく考えでございます。
　そして、市民への周知・啓発につきましては、ポスター等を作成させていただき、庁内へ掲示、またはホームページに基本方針を掲載するということで皆様に周知啓発を行っていきたいと考えて

おります。
　実施時期につきましては、令和８年４月からを考えております。
　以上、報告いたします。
○小西利一委員長　これより、質疑に入ります。
　質疑はありませんか。
　三上委員。
○三上周治委員　ありがとうございました。ちょっと確認なんですが、先日の本会議で山田議員から条例制定の話があったと思うんですけど、これ何で条例にならないんですか。
○小西利一委員長　職員課長。
○坂田　圭職員課長　三上委員の御質問にお答えします。
　先の議会のほうでは、最終的には市全体に対するカスタマーハラスメントに対しての条例制定というところでありました。ということでありますので、まずは総社市のほうに関しましては基本方針等の姿勢をお示しさせていただき、その後条例というようなことも考えられますので、今回は基本方針の策定ということでさせていただきたいと考えております。
　以上でございます。
○小西利一委員長　三上委員。
○三上周治委員　ありがとうございました。
　先はそういうことになるということなんですが、じゃあ現在のこのできる基本方針の中で、例えば今も休まれてる職員が多いと思うんですけど、一人で抱え込まないということ等はこの中ではどのように想定されてますか、対応されますか。
○小西利一委員長　職員課長。
○坂田　圭職員課長　再度三上委員の御質問に対してお答えさせていただきます。
　心身の不調で休まれている職員に関しましては、カスタマーハラスメントの対応の中でそういった相談体制ですとか、そういったようなものも盛り込んでいければと考えております。そのような内容につきましては、これからさらにいろいろ検討していき、練り上げていければと考えております。
　以上でございます。
○小西利一委員長　三上委員。
○三上周治委員　ありがとうございます。もう本当に難しい分野の話なんであれなんですけど、例えば被害を受けた職員へのメンタルケアのフォローとか、そういう体制もつくっていこうということで認識すればいいんですか。
○小西利一委員長　職員課長。
○坂田　圭職員課長　三上委員の御質問に対してですが、おっしゃられるとおりでございます。メンタルヘルス等々につきましても、現在も対応させていただいているんですが、そういったような

形で対応のほうを引き続きやっていければと考えております。
　以上でございます。
○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。
　荒木副委員長。
○荒木将之介委員　失礼します。③の市民への周知・啓発の部分であります。周知啓発というのは、要するに市民の皆さんに対しての抑止力であるというふうに思うんですが、抑止力という部分と②の対応マニュアルの作成の中のカスタマーハラスメントの定義と該当行為でありますとか判断基準、こういったものにもありますように、抑止力の意味と実際に起こったことの判断のために、これ過去に同僚議員が何度か一般質問の場でも質問させていただいて、答えはノーであったんですけれども、防犯カメラの導入をぜひとも行うべきではないかというふうに考えているんですが、このあたりについての、ちょっとずれるかも分からないですけど、お考えはありますでしょうか。
○小西利一委員長　総務部長。
○内田和弘総務部長　防犯カメラの設置につきましては、議会の一般質問の中でもお答えさせていただきましたけど、まずは市民を信頼してというところで今のところ設置する予定はないんですけど、それにつきましてはカメラはつけないんですけど、取りあえず基本方針なり対応マニュアルをまず策定して対応していければというふうに考えているところでございます。
　以上でございます。
○小西利一委員長　荒木副委員長。
○荒木将之介委員　市長は市民を信用するというふうにおっしゃってますけども、最終的には条例まで行くんですけども、定義であるとか該当行為でありますとか判断基準を設けるということ自体が、信頼はしていると言いながら、もう一方では信頼してないからこういうことを考えなきゃ駄目だということでありますので、ここの幾ら定義、基準をつくったとて、それを客観的に見るものがなければ、なかなか対応、対応がどういった対応になるか分かりません、条例ということになればそれなりの、今の段階では違いますけれども、それなりの対応をしていくことになると思いますので、そのためにもこういった導入は必要であると思いますので、将来的にはそこも見据えたものにこのカスタマーハラスメントの対策と併せて考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
○小西利一委員長　総務部長。
○内田和弘総務部長　まず、基本方針、対応マニュアルでやってみて、その後将来的に必要があるようでしたら、また考えていければというふうに思います。
　以上でございます。
○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項(3)、総社市総合交通戦略の中間見直しについて当局の報告を願います。

交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　それでは、総社市総合交通戦略の中間見直しについてを御説明いたします。

資料４－１を御覧ください。

１、総社市総合交通戦略、(1)計画の位置付けになります。

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である第３次総社市総合計画の方針を反映させるとともに、総社市都市計画マスタープランや総社市立地適正化計画などの上位計画や関連計画との連携、調和を図りながら策定するものです。

なお、本計画は国が定める都市・地域総合交通戦略要綱に基づいた都市・地域総合交通戦略と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいた地域公共交通計画の両方の機能を併せ持つ計画になります。

次に、(2)計画の対象期間になります。

本計画の対象期間は、令和２年度から令和11年度までの10年間としております。また、令和７年度は本計画の中間見直しとなる年度になっており、計画に位置づける事業内容については、前期終了後の令和７年度に目標達成状況を確認した上で後期に向けた改定を行うこととしております。

次に、２ページを御覧ください。

２、本計画の理念と目標、(1)本計画の理念、総社市の公共交通の理念になります。

暮らしやすいまちの実現に向けた地域交通体系の構築～「全国屈指の福祉文化先駆都市」を支える交通まちづくり～と掲げております。

次に、(2)本計画における目標になります。

目標１、将来にわたり、安心快適に移動できる！

目標２、市内外への移動を充実・強化する！

目標３、誰もが外出しやすい環境を整備する！

目標４、観光客が楽しんで観光地を周遊することができる！

目標５、みんなが主体となって考え、改善する！

目標６、中心部の魅力ＵＰにより、健康づくりや交通安全にもつなげる！

以上、６目標を掲げてございます。

次に、３、目標実現に向けた事業内容と業績評価指標になります。

資料４－２を御覧ください。

左から順に、目標１から目標６までと、中央に総社市総合交通戦略イメージ図が記載してあります。

目標１、将来にわたり、安心快適に移動できる！の対象事業は、雪舟くん、運行体系の見直し、

その他交通手段であります。

目標２、市内外への移動を充実・強化する！の対象事業は、鉄道、幹線路線バスであります。

目標３、誰もが外出しやすい環境を整備する！の対象事業は、駅であります。

目標４、観光客が楽しんで観光地を周遊することができる！の対象事業は、観光客用移動手段であります。

目標５、みんなが主体となって考え、改善する！の対象事業は、交通環境改善、新たな地域公共交通の創設であります。

目標６、中心部の魅力ＵＰにより、健康づくりや交通安全にもつなげる！の対象事業は、歩道、道路であります。

なお、今回の中間見直しによる修正等の主な箇所について御説明いたします。

目標１においては、①継続的な運行システムの改善の冒頭に「継続的な」を加え、対象事業、その他交通手段、④既存交通手段の継続運行を新設しました。

目標２においては、①鉄道事業者に対する利便性の要請を追加し、②ＪＲ桃太郎線のＬＲＴ化に向けた継続協議については、ＬＲＴ化の後に「に向けた継続協議」を追加し、対象事業を幹線路線バス、④市外と結ぶ一般路線バスの継続運行を新設しました。

目標３に修正箇所はございません。

目標４においては、①総社流観光二次交通の導入から①観光タクシー等の促進に修正し、②レンタサイクルの促進については、推進から促進へ修正しました。

目標５においては、③公共交通利用促進のためのイベント開催、④運転免許証返納支援、⑤運転手確保のための行政による広報を新設しました。

目標６においては、②南北方向整備予定路線の整備の「予定」を削除し、南北方向整備路線の整備とし、④歩いて楽しいまちなか空間の創出を新設しました。

続きまして、４、業績評価指標になります。

資料４－３を御覧ください。

今回の中間見直しによる修正箇所等について御説明いたします。

先ほど資料４－２で御説明しました内容と重複する箇所がございますが、御了承ください。

左から三つ目、事業内容になります。

目標１、④既存交通手段の継続運行を新設しました。

目標２、①鉄道事業者に対する利便性向上の要請、④市外と結ぶ一般路線バスの継続運行を新設しました。

目標４、①観光タクシー等の促進に改めました。

目標５、③公共交通利用促進のためのイベント開催、④運転免許証返納支援を新設しました。

目標６の修正箇所はございません。

次に、令和２年度に設定した令和６年度中間目標値達成状況について御説明いたします。

資料４－３、表の業績評価指標欄と右から２番目、中間見直し時現況値（令和６年度）を御覧ください。

雪舟くん登録者数は、中間目標値２万2,700人に対し２万2,060人で、達成率が97.2％でした。

雪舟くん利用者数は、中間目標値230人に対し178人で、達成率は77.4％でした。

雪舟くん予約お断り件数が日当たりゼロから５件に対し約５件で、達成している状況でございます。

次に、市内路線バスに係る市の財政負担額、市内路線バスの収支差は新設した目標になります。

次に、鉄道利用者数でございます。中間目標値１万5,000人に対しまして１万4,266人で、達成率が95.1％でした。

次に、市内路線バスの利用者数は新設した目標でございます。

次に、鉄道利用満足度は33.3％でございまして、詳細は記載のとおりでございます。

次に、観光タクシー運行件数でございます。中間目標値年175件に対しまして年11件で、達成率が6.3％でした。

次に、総社市地域公共交通会議の開催回数でございます。計画期間中、年４回に対し年１回でございました。

次に、雪舟くんの出前講座開催回数年２回、運転免許証返納率2.00％は新設した目標でございます。

次に、新規創設数でございます。中間目標値５団体に対し５団体でした。

次に、商業施設等の連携は年１企画でした。

次に、南北方向整備路線の整備率でございます。中間目標値50％に対し59％でした。

最後に、市民の外出率でございます。令和３年度、コロナ禍の数値になりますが、平日77.4％、休日が51.0％でございました。

なお、新設した目標以外の各令和11年度目標値の変更はいたしておりません。

続きまして、資料４－１に戻っていただきまして、５、総社市地域公共交通会議の開催状況になります。

本年度の開催状況でございますが、第１回を令和７年６月23日、第２回を令和８年１月15日に開催いたしました。

協議内容でございますが、地域公共交通計画認定申請、いわゆる路線バス補助申請とその事業報告、また総社市総合交通戦略の事業進捗状況の報告、中間見直しを実施することに際し、素案及び概要版などを御確認いただいたところです。

次に、最後になりますが、６、今後の主なスケジュールになります。

２月は、パブリックコメントを令和８年２月16日から３月９日までの22日間で実施いたします。

３月は、第３回総社市地域公共交通会議を開催し、総社市総合交通戦略の中間見直しについて策定いたします。

説明は以上でございます。
○小西利一委員長　これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
竹下委員。
○竹下かなこ委員　すみません、この資料の４－２のところの目標６で、歩いて楽しいまちなか空間の創出というところで、これ要望なんですけれども、市内にたくさん横断旗があります。それがとても汚いです。大きな交差点にもたくさん横断旗、トマト銀行に寄附していただいてたくさんあるんですけれども、それが結構もう汚れていたりしていて、その交換をお願いしてきれいにしていただきたいと思います。寄附してくださっているトマト銀行にも失礼なんじゃないかなというふうに思いますし、汚かったらそれを使いたくもないし、ちょっと折れたりとか、入れる筒とかです、そういうふうなのも穴が空いて使いにくかったりとか、そういうふうなところが、すみません、大きな交差点だけではないんですが、そういうところを目に留めていただいて、きれいにしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
○小西利一委員長　交通政策課長。
○藤原　優交通政策課長　竹下委員の御要望にお答えいたします。
交通政策課は交通安全指導員、あと交通指導員がいます。先ほど各交差点に横断旗、それからその旗を入れる筒に関しましても今後定期的に見回りをして、毀損、破損しているものは交換して、定期的な見回りをして交換のほうを随時実施していきたいと考えております。
以上でございます。
○小西利一委員長　竹下委員。
○竹下かなこ委員　よろしくお願いします。
また、市民の方たちが集めてくださったりとかしたときには、ごみとして受け付けていただけますでしょうか。
○小西利一委員長　交通政策課長。
○藤原　優交通政策課長　竹下委員の再度の御質問にお答えします。
持って来ていただいて構いませんので、交換する際には交通政策課のほうから、仮に交通指導員が持ってこられたときにはうちのほうに持ってきていただければ処分のほうはいたしますので、よろしくお願いいたします。
○小西利一委員長　竹下委員。
○竹下かなこ委員　よろしくお願いします。
○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。
髙谷委員。
○髙谷幸男委員　なかなかこの計画も大変であろうと思いますけれども、この４月から自転車で携帯を使いながら走ると5,000円ですか、罰金が出るというようになるような感じがいたしておりま

す。何が言いたいかといいますと、外国人が今2,000人超えた方が総社市内にいらっしゃいます。非常にしゃべりながら並列で２列並びで走る、大きな声で走る、もちろん歩道を通っていく。自転車は車道でないかと思いますけども、そういう状況が現実に夕方なんかも大変です、駅周辺を走りますと。そうすると、企業にお願いしてルールを守ってもらうのがいいのか、国の文化が違うわけですからなかなかそういうわけにいかんかも分かりませんけども、その辺の企業に対するお願い、警察と協力しながら話をしていかなければならないと思いますけども、外国人対策がここの中には特にはなかったと思いますんで、そのあたりをどのようにこれから対策していくか、どうでしょう。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　髙谷委員の御質問にお答えいたします。

　この春４月からの自転車の反則金のことにつきましては分かっております。この件に関しまして、また「広報そうじゃ」でも掲載しようと考えておるところでございます。

　また、外国人の方、市内を自転車で運転される方、確かに多くいらっしゃるのは承知しております。また、この件に関しましてチラシ等も外国人が読んで分かるようなものをチラシを考えていけたらなと考えております。また、委員言われました企業等にも協力体制を今後検討していけたらと考えておるところでございます。

　以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　罰則が出るというのは御承知であろうと思いますけども、外国人はなかなか御理解がいただけないんではないかと思います。ちょうど伯備線の三輪の踏切がありますけども、その南側に外国人が住まわれておる住宅がございます。そこに非常に自転車が乱雑に置いてあるということで、この前も接触事故が起きたようでございます。もちろん言葉が通じないから大変であったようなことを聞いておりますけれども、やはり本人にはなかなか通知、通達、連絡はできないと思うんで、企業に対して御協力をお願いしたいというのを重々これからもやっていただければ、我々は車に乗る側としても助かるんじゃないかと思いますが、そのあたりどうでしょう。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　髙谷委員の再度の御質問にお答えします。

　外国人がお勤めの企業にもそのことをお伝えして、今後の取組について検討してまいりたいと考えております。

　以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　何かパンフレット等々作って出すんであれば、その下にごみについてもちょっと付け加えていただければ助かるんじゃないかと思います。ごみの排出がなかなか御理解いただけないということで、曜日とか時間帯とか、缶とか瓶とか、いろいろなこともあるようなんで、ちょっ

とそれも付け加えていただければありがたいかな、このように思いますんで、よろしくお願いします。
○小西利一委員長　交通政策課長。
○藤原　優交通政策課長　髙谷委員の再度の御質問にお答えします。
　関係各課とも調整協議いたしまして、チラシ等の作成してまいりたいと考えております。
　以上でございます。
○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。
　荒木副委員長。
○荒木将之介委員　失礼します。資料４－２についてなんですが、まずは目標３の中の③です、パーク＆ライド駐車場、サイクル＆ライド駐輪場の整備という項目がございます。総社駅については常々駐輪場が不足しているというような話が市民からもございますし、議員のほうでそういったことを取り上げたこともあるかと思います。整備をしていくということは、ここを増やしていくというふうなお考えがありなのかどうかということが１点と、目標４の①、観光タクシー等の促進については、関係機関と協働し実施しますとあるんですが、②のレンタサイクルについてはレンタサイクルの充実を図りますということで、これはじゃあ市がレンタサイクルの充実を独自に行っていくのかというふうに読めたので、このあたりの詳細をお聞かせください。
○小西利一委員長　交通政策課長。
○藤原　優交通政策課長　荒木副委員長の御質問にお答えいたします。
　資料４－３を御覧いただきたいんですけども、業績評価指標の中の中段に実施主体という項目があります。先ほど目標３の例えばパーク＆ライドの駐車場、駐輪場のことなんですけども、実施主体は行政、あと関連のところを民間とかということを示しておるわけですけれども、駅前の駐輪場に関しましては民間業者もいることから、今市が積極的にするというよりは、協力体制を得ながら今後の取組について考えていきたいと考えておるところでございます。
　あと、レンタサイクルに関しましても、先ほどのパーク＆ライドの駐輪場と絡む話になるんですけれども、ここも民間業者がおりますんで、あと交通では賄い切れない関係各課とも話をしながらの話になりますので、将来像としてこういうことが描けたらいいという案を示している状況でございます。
　以上でございます。
○小西利一委員長　荒木副委員長。
○荒木将之介委員　そうですね、目標実現に向けた事業イメージということで目標を掲げているので、理想ではなくて目標と書いてる以上、できれば、しかも市がしてあるならば積極的に進めていただきたいと思うんですが、分かりました。
　ただ、民間の力をお借りするとはいえ、総社駅については駐輪場が不足しているという状況は恐らく、近々では話を聞いてないので分からないですけども、ずっと続いてると思いますので、これ

を整備等によりというふうにうたうのであれば、やはり何かしら民間に働きかけていって拡充を図るですとか、そういったことはしていかなければいけないのかなと思うんですが、そのあたりについては何かお考えがありますでしょうか。
〇小西利一委員長　交通政策課長。
〇藤原　優交通政策課長　荒木副委員長の再度の御質問にお答えします。
　市民の方から今年度になりまして交通政策課のほうに市営の駐輪場がないなという話は確かにございました。総社の駅前に駐輪場となりますと、先ほど御説明いたしました民間事業者もおることから、そういう取組ができたらいい、今後検討できたらいいとは考えておりますけれども、民間事業者ともよく協議をし、今後の駐輪場、例えば建設とかについてはよく協議をして検討が必要かなと考えております。ただ、市民の方からそういう声があるというのは存じている状況でございます。
　以上でございます。
〇小西利一委員長　荒木副委員長。
〇荒木将之介委員　承知しました。自転車と鉄道というものを使うことによって温室効果ガスの排出の抑制でありますとか、当市でありますと健康インセンティブとか、そういうことも絡んできますので、ぜひとも関係各所と調整を取りながら進めていただけたらと思います。
〇小西利一委員長　他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇小西利一委員長　これをもって、質疑を終結いたします。
　本件については、報告を受けたということにいたします。
　以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。
　これをもちまして、本委員会を閉会といたします。

閉会　午後０時13分